公告番号(機-1501A-01)

入札説明書

2015年1月7日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のスリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

2015年1月7日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　競争に付する事項

(1) 案件名：スリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト向け機材
(2) 納入条件、調達品目、仕様及び数量等は別冊機材仕様明細書のとおり。

なお、海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年7月版）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同マニュアルは、次のサイトからダウンロードできます。

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「公告・公示情報」
→「公告・公示情報（選定結果）」
→「海外向け資機材の調達　機材調達　一般競争入札案件」
→「お知らせ」
（http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00001moh22-att/i20140822.pdf）

4　担当部署等

(1) 担当部署
郵便番号102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
調達部契約第三課（機材班）
電話03-5226-6643 ファクシミリ03-5226-6324
(2) 書類授受・提出場所、送付先
ア．持参の場合
書類の授受・提出場所は、上記(1)のビル１階にある調達カウンター（調達部受

付）となります。書類の拝受は次の受付時間に限ります。
受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後5 時
（ただし、午後0 時30 分から午後1 時30 分を除く。）

イ．郵送の場合

送付先を上記(1)あてとしてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に当方まで接頭されなかった書類は無効とします。

なお、開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に公告番号及び案件名を記入してください。

5　競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

(1) 細則第４条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20 年10 月1 日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 公示日において、平成25・26・27年度全省庁統一資格若しくは平成22年4月1日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「A」又は「B」又は「C」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされる者であること。
ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。（「６　競争参加資格の確認等」(1)の②を参照してください。）

(3) 輸出実績を有すること。

6　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記５.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができません。

① 全省庁統一資格保有者である者（上記5.(2)に該当する者）

ア．提出期間：2015年1月8日(木)から2015年1月19日(月)まで

イ．提出書類：競争参加資格確認申請書（所定の書式）、全省庁統一資格審査結果通知書（写）、返信用封筒（切手貼付）

ウ．提出場所：上記４.参照

エ．提出方法：持参又は郵送

② 全省庁統一資格保有者でない者（上記5.ただし書きに該当する者）

ア．提出期間：上記①のア．に同じ

イ．提出書類： 競争参加資格確認申請書（所定の様式）、返信用封筒（切手貼付）、その他提出書類については、以下のサイトに記載されています。
当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」

→「競争参加資格審査」
(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)

ウ．提出場所：上記４.参照

エ．提出方法：上記①のエ．に同じ

オ．その他：別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、申請手続きに必要な「その他提出書類」は省略できます。

(2) 競争参加資格の確認の結果は2015年1月23日(金)付までの文書をもって郵送にて通知します。2015年1月26日(月)までに結果が通知されない場合は、上記４.にお問い合わせください。

(3) その他

ア．申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．必要な料金の切手を貼った長3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ．提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ．一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記４.を参照ください。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：2015年1月29日(木)　午後2 時まで

イ．提出場所：上記４.参照

ウ．提出方法：持参

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、2015年2月2日(月)までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1) 別冊機材仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア．提出期間：2015年1月8日(木)から2015年1月19日(月)まで

イ．提出場所：上記４.参照

ウ．提出方法：持参又は郵送
当方での取りまとめの都合上、書面と同時に電子データでのご提出をお願いいたします。（送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp)

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア．2015年1月21日(水)に以下のサイトに掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合もありますが、遅くとも2015年1月29日(木)までに掲示します。

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「公告・公示情報/結果」
→「機材調達　一般競争入札　公告／選定結果」
→「案件公告／選定結果」
（http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2012.html）

イ．回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（所定の様式）を提出してください。
ア．提出期限：入札執行日の前日まで
イ．提出場所：上記４．参照
ウ．提出方法：持参又は郵送

(2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

10　入札会の執行

(1) 日時: 2015年2月3日(火)　午後2時00分

(2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構110会議室

(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。
ア．競争参加資格確認通知書（写）1 通
イ．委任状1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要）
ウ．入札書3 通（最大入札回数３回）

12　入札（書）の無効

(1) 上記５.に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書・委任状等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。

(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、当機構が定める契約競争参加資格停止措置規程に基づいた契約競争参加資格停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とします。

(4) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
ア．入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。
イ．入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
ウ．誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。

エ．入札件名が違っているとき。
オ．日付が違っているとき。（入札書の日付は、入札執行日としてください。）
カ．宛先契約担当役名が違っているとき。
キ．条件が付されているとき。
ク．再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
ケ．競争参加資格のない者が行った入札。
コ．他者の競争参加を妨害した者の入札。
サ．入札執行者等の職務執行を妨げた者の入札。
シ．その他、談合等不正行為をなした者の入札。

13　落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
(3) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

14　入札会手順等

(1) 入札会の手順

① 入札案件名の確認：
　各出席者は競争参加資格確認通知書写しを提出し、入札事務担当者が入札案件名を確認します。

② 入札会出席者氏名の確認：
　入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

③ 委任状の受理（代表権を有する者が出席の場合は不要）：
　各出席者は、所定の様式による委任状を提出します。

④ 入札会出席者氏名、委任状の内容確認：
　入札事務担当者が、上記②及び③の書類の記載内容を確認します。

⑤ 入札書の投入：
　各出席者は、所定の様式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

⑥ 開札及び入札書の内容確認：
　入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

⑦ 入札金額の発表：
　入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

⑧ 予定価格の開封及び入札書との照合
　入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

⑨ 落札業者の発表
　入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。なお、入札金額不調の場合の最大入札回数は１回目を含め計３回までとします。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記⑤において投入してください。

金			辞			退		円

15　内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者と決定された者は、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を提出するものとします。

(2) 落札者と決定された者は、契約書（案）を速やかに提出し、締結するものとします（ただし、契約書の日付は、当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後になります）。契約書（案）は次に示す雛型に基づき作成してください。なお、契約金額が200万円に満たない場合には契約書は作成せず注文書・請書を取り交わしますが、契約条件は同雛型のとおりとします。

契約書（案）の雛型は、

・添付のとおりです。

・当機構のホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。

雛型名称：

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン、様式」

→「海外向け資機材の調達　一般競争入札」

→「契約締結」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

(3) 契約保証金は免除します。

16　その他

(1) 受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場合該当契約を解除することが可能とします。

(2) 納入する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(3) 危険品、温度管理品、輸出貿易管理令該当品（「E/L該当品」）、米国再輸出規制該当品（「EAR該当品」）については落札者の責任において確認し、契約締結から30日以内にその有無を必要書類を附して所定様式により提出します。薬品の調達の場合の有効期限については、機材納品予定日の7営業日前までに所定の様式により提出します。所定の様式は「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年7月版）」を参照してください。また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア．危険品、温度管理品の有無、E/L該当品、EAR該当品は契約締結から30日以内、薬品の有効期限は機材納品予定日の7営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ．E/L該当品、EAR該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
ウ．危険品、温度管理品の輸出手続き及び輸送を適切に行わなかった場合
エ．その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(4) E/L該当品、EAR該当品の場合(契約後にE/L該当品、EAR該当品が判明した場合も含む。）、輸出許可取得が不可能であると判断されるときは、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります。

(5) その他、入札参加者、落札者及び受注者は、「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年7月版）」に記載される事項を遵守しなくてはなりません。

17　情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア．当機構の行為を秘密にする必要があるとき
イ．予定価格が次の基準額を超えない契約
① 工事又は製造の請負の場合、250万円
② 財産の買入れの場合、160万円
③ 物件の借入れの場合、80万円
④ 上記以外の場合、100万円
ウ．光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア．当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
イ．当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること
（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする。）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア．当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
・３分の１以上２分の１未満
・２分の１以上３分の２未満
・３分の２以上
エ．一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられている。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

18　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
(3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。
(4) 機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開しています。
機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「調達ガイドライン・様式」
→「規程」
→「一般契約事務取扱細則」
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html）
(5) 有資格者名簿と「情報シート」

当機構では、当機構が実施する契約競争やコンサルタント等契約等に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめるために、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。詳細については、以下をご覧ください。
機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「競争参加資格審査」
→「全省庁統一資格結果通知書を有している場合　情報シートについて」
（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a02）

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

２０１５年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

住所
商号又は名称　　社印
役職名
代表者氏名　　役職印
整理番号（　　）（注 3）

2015 年 1 月 7 日付で公告のありましたスリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

入札公告３に規定されている競争参加資格要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。
（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。
（注3） 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。
（注4） 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（若しくは、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。
（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。
http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_info.pdf

（様式２）

辞　退　書

２０１５年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　殿

住所
商号又は名称　　社印
役職名・代表者氏名　　役職印

２０１５年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたスリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

様式 3

入　札　書

年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　㊞
役職名
代表者氏名　　㊞

件名：スリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト向け機材

標記の件について、入札説明書、機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、技師派遣条件書および「JICA海外向け資機材調達の手引き(高額機材)(2014年7月版)」を十分理解したうえで、下記のとおり入札いたします。

金											円

ただし、以下の費用が含まれます。

①機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
②梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
③輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
④技師派遣にかかる経費

本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、また、技師派遣にかかる経費も海外業務なので、消費税はかかりません。

保険料は含みませんが、落札した場合は保険料を加算して契約金額とします。

以　上

（様式４）

最 終 見 積 書

２０１５年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清　殿

住　所
商号又は名称　　会社印
代表者氏名　　役職印

件名：スリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト向け機材

標記案件につき、以下のとおりお見積りいたします。

記

見積金額：　　円

落札金額　：　　円
保険料　　：　　円
合計　　：　　円
(JICA 指定保険会社の保険料計算書は別添のとおり)

引渡期限：２０１５年７月１７日

以上

入札説明書に関する質問

案件名： スリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト

本件入札説明書に関し、質問します。

公示番号：機 －１５０１Ａ －０１	
	質　問　事　項
1	
2	
3	
4	
5	

御社名称：
担当者氏名：
TEL:
FAX:
e-mail:

機材仕様明細書

スリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1. 中古品は認めない		
		2. 電源の仕様について		
		単相AC230V 50Hzであること。　電源プラグはB3型であること。		
		3. 仕向地		
		全ての機材は仕向地（コロンボ市内プロジェクトC/P機関）までの現地輸送を含むものとする。		
		4. 国内販売実績		
		アイテム１及び2の機材に関して日本国内での販売実績の証明書を提出すること。		
		5. 技師業務		
		アイテム１及び2の機材に関しては初期操作指導を実施する。詳細は技師派遣条件書を参照のこと。		
		6. 代理店証明		
		導入機材に関してアフターサービスが可能となる現地代理店証明（現地登記簿謄本添付）を取り付けること。		
		7. 補償・アフターサービス等		
		1）エンドユーザ（実施機関）に機材引き渡し後、12か月間の保証期間を設けること。		
		2）エンドユーザ（実施機関）に機材引き渡し後、12か月目に現地代理店は瑕疵検査を実施し、機材の状態を報告すること。		
		3）保証期間中に製品不具合、製品瑕疵に起因する故障が発生した場合の修理費、技師派遣費、代替品納入手配費は受注者の負担とする。		
		4）スペアパーツ供給について10年間は有償にて保証すること。		
1-1	回転式スピンドル型油圧フィード式ボーリング・マシン	本体		1
		用途：土砂災害対策のための地質調査ボーリングに用いる。		
		仕様：人力による運搬が可能であること。		
		掘進能力：100m以上		
		ボーリング孔径（呼称）：66mm～116mm		
		スピンドル回転数　低速：50rpm以上		

		スピンドル回転数　高速：300rpm以上		
		最大トルク：500N-m以上		
		ロッドサイズ：外径40.5mm		
		スピンドル内径：43mm以上		
		スピンドルストローク：500mm以上		
		給進力（押下）：1,600kg以上		
		給進力（押上）：2,200kg以上		
		穿孔方向：360°		
		捲揚能力：1,000kg以上		
		ロープキャパシティー：Φ9mm x 20m以上		
		捲揚速度：10m/min.以上		
		原動機　ジーゼルエンジン：5PS以上		
		本体重量（原動機含まない）：600kg以下		
		最大分解重量：150kg以下		
		以下の付属品を装備すること：		
1-2		1)油圧チャック		1
1-3		2)油圧式スライドベース		1
1-4		3)自走装置		1
1-5		4)専用分解工具一式：メーカー奨励品		1
1-6		5)巻揚装置用ワイヤーロープ：メーカー奨励品		1
1-7		6)マニラロープ：メーカー奨励品		1
1-8		付属書類①：取扱説明書（英語、CD及び製本版）		1
1-9		付属書類②：パーツカタログ（英語、CD及び製本版）		1
1-10		スペア―パーツ：機材本体価格の5%程度、及び2年間の稼働に必要な定期交換部品及び油圧装置を中心として、メーカーが必要と判断する部品を含めること。		
		参考銘柄①：YBM-1WA	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：DO－D(500ST)xSO	東邦地下工機（株）	
2-1	ポンプ	本体		1
		用途：アイテム１．ボーリングマシンによる適切な掘削のため、泥水を供給する。		

		仕様：人力による運搬が可能であること。ボーリングマシンとは分離型であること。		
		方式：ピストンポンプ式		
		ストローク長：45mm以上		
		シリンダー径：60mm以上		
		吐出量：50リットル/min.以上		
		最大吐出圧力：1.5MPa以上		
		吸入口径：30mm以上		
		吐出口径：20mm以上		
		原動機　ジーゼルエンジン：5.0PS以上		
		本体重量（原動機含まない）：200kg以下		
		以下の付属品を装備し作動可能な状態とすること：		
2-2		1)サクションホース（メーカー奨励）：全長3m以上		1
2-3		2)デリバリホース（メーカー奨励）：全長20m以上		1
2-4		3)リターンホース（メーカー奨励）：全長10m以上		1
2-5		4)フットバルブ		1
2-6		5)上記1)－4)に対応するホースクランプ類一式（メーカー奨励）		1
2-7		6)専用分解工具一式：メーカー奨励品		1
2-8		付属書類①：取扱説明書（英語、CD及び製本版）		1
2-9		付属書類②：パーツカタログ（英語、CD及び製本版）		1
2-10		スペア―パーツ：機材本体価格の5%程度、及び2年間の稼働に必要な定期交換部品及び油圧装置を中心として、メーカーが必要と判断する部品を含めること。		
		参考銘柄①：GP-5	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：BG-3C	東邦地下工機（株）	
3	ドリルマシン・アクセサリー	用途：アイテム１．ボーリングマシン及び、アイテム2．ポンプを適切に活用するためのボーリング機材一式		
		全てのアクセサリーは、１．ボーリングマシン及びアイテム2．ポンプに装備できるよう、必要に応じメーカー奨励品を装備すること。		
3-1		ウォーターホイスチング・スイベル		1
		・適用ロッド：外径40.5mm		
		・ネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	

		参考銘柄②：ITD x 40.5J	東邦地下工機（株）	
3-2		ウォーターホイスチング・スイベル・シールキット		2
		・メーカー推奨品一式 （アイテム3-1用）		
3-3		ホイスチング・スイベル		1
		・適用ロッド：外径40.5mm		
		・ネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②： 1T x 40.5J	東邦地下工機（株）	
3-4		ロッドホルダー		1
		・適用ロッド：外径40.5mm		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：2.5T x 40.5	東邦地下工機（株）	
3-5		ロッドホルダー用スペア・ジョウ		2
		・適用ロッド：外径40.5mm（2pcs/set） アイテム3-4用		
3-6		ドリル・ロッド（１）		30
		・ロッド規格及びネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		
		・外径：40.5mm／内径：31.0mm／カップリング内径：17.0mm		
		・ネジ山数：4山／1インチ		
		・質量：4.4kg／ｍ		
		・全長：3.0m		
3-7		ドリル・ロッド（２）		2
		・ロッド規格及びネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		
		・外径：40.5mm／内径：31.0mm／カップリング内径：17.0mm		
		・ネジ山数：4山／1インチ		
		・質量：4.4kg／ｍ		
		・全長：2.0m		
3-8		ドリル・ロッド（３）		2
		・ロッド規格及びネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		

		・外径：40.5mm／内径：31.0mm／カップリング内径：17.0mm		
		・ネジ山数：4山／1インチ		
		・質量：4.4kg／ｍ		
		・全長：1.5m		
3-9		ドリル・ロッド（４）		2
		・ロッド規格及びネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		
		・外径：40.5mm／内径：31.0mm／カップリング内径：17.0mm		
		・ネジ山数：4山／1インチ		
		・質量：4.4kg／ｍ		
		・全長：1.0m		
3-10		ドリル・ロッド（５）		2
		・ロッド規格及びネジ規格：JIMS規格（旧JIS規格）		
		・外径：40.5mm／内径：31.0mm／カップリング内径：17.0mm		
		・ネジ山数：4山／1インチ		
		・質量：4.4kg／ｍ		
		・全長：0.5m		
		アイテム3-6～3-10　参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		アイテム3-6～3-10　参考銘柄②：東邦地下工機製	東邦地下工機（株）	
3-11		スナッチ・ブロック		1
		・全長：125mm		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：125mm　x　1	東邦地下工機（株）	
3-12		スナッチ・ブロック用シャックル		1
		・許容重量：1.5ton用（アイテム3-11用）		
3-13		三脚やぐら一式		1
		以下の部品から構成されていること。メーカー奨励の構成部品があれば装備すること。		
		・単管パイプ（外径48.6mm 厚さ2.4mm　長さ6m）		
		・三脚ヘッド（定格荷重：2トン）		

		・三脚ベース（3個／1セット）		
3-14		ケーシング・パイプ（１）		10
		・パイプ規格：JIMS規格（旧JIS規格）またはJIS-SPTG		
		・パイプエンド形状：フラッシュジョイント		
		・サイズ：外径86mm-90mm x 全長1m　内径：79mm以上　質量：7kg/m以上		
3-15		ケーシング・パイプ（２）		20
		・パイプ規格：JIMS規格（旧JIS規格）またはJIS-SPTG		
		・パイプエンド形状：フラッシュジョイント		
		・外径86mm-90mm x 全長2m　内径：79mm以上　質量：7kg/m以上		
3-16		ケーシング・シュー		5
		・ケーシング・パイプ（１）及び（２）に適用すること		
		・サイズ：外径86mm-90mm		
3-17		ダイヤモンド・ケーシング・シュー		2
		・ケーシング・パイプ（１）及び（２）に適用すること		
		・サイズ：外径86mm-90mm		
3-18		ケーシング・スウィーベル		2
		・ケーシング・パイプ（１）及び（２）に適用すること		
		・適用ロッド外径40.5mm		
3-19		ケーシング・バンド		1
		・ケーシング・パイプ（１）及び（２）に適用すること		
		・サイズ：外径86mm-90mm		
3-20		ケーシング・パイプ（３）		10
		・パイプ規格：JIMS規格（旧JIS規格）またはJIS-SPTG		
		・パイプエンド形状：フラッシュジョイント		
		・外径112mm-116mm x 全長1m　・内径：105mm以上　質量：9kg/m以上		
3-21		ケーシング・シュー		3
		・ケーシング・パイプ（３）に適用すること		
		・外径112mm-116mm		

3-22		ダイヤモンド・ケーシング・シュー		1
		・ケーシング・パイプ（３）に適用すること		
		・外径112mm-116mm		
3-23		ケーシング・スウィーベル		2
		・ケーシング・パイプ（３）に適用すること		
		・適用ロッド外径40.5mm		
3-24		ケーシング・バンド		1
		・ケーシング・パイプ（３）に適用すること		
		・外径112mm-116mm		
		アイテム3-14～3-24　参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		アイテム3-14～3-24　参考銘柄②：東邦地下工機製	東邦地下工機（株）	
		硬岩用ダブルコアバレル本体セット		
		・参考として以下の部品から構成されていること。メーカー奨励の構成部品があれば装備すること。		
		・メタルクラウン		
		・スイベルヘッド		
		・ダイヤモンドリーマー		
		・アウターチューブ		
		・インナーチューブ		
		・リフターケース		
		・コアリフター		
		・スリーブケース		
3-25		ダブルコアバレル（１）		2
		・硬岩用　外径66mm x コア長さ1m		
		参考銘柄①：GWS66	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：N66　x　1	東邦地下工機（株）	
3-26		ダブルコアバレル（２）		2
		・硬岩用　外径66mm x コア長さ2m		
		参考銘柄①：GWS66	(株)ワイビーエム	

		参考銘柄②：N66　x　2	東邦地下工機（株）	
3-27		ダブルコアバレル（３）		1
		・硬岩用　外径86mm x コア長さ1m		
		参考銘柄①：GWS86	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：N86　x　1	東邦地下工機（株）	
3-28		ダブルコアバレル（４）		1
		・硬岩用　外径86mm x コア長さ2m		
		参考銘柄①：GWS86	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：N86　x　2	東邦地下工機（株）	
		軟岩用ダブルコアバレル本体セット		
		・参考として以下の部品から構成されていること。メーカー奨励の構成部品があれば装備すること。		
		・メタルクラウン		
		・スイベルヘッド		
		・アウターチューブ		
		・インナーチューブ		
		・シュー		
		・スリーブケース		
3-29		ダブルコアバレル（５）		2
		・軟岩用　外径66mm x コア長さ1m		
		参考銘柄①：GWS66	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：CP66　x　1	東邦地下工機（株）	
3-30		ダブルコアバレル（６）		2
		・軟岩用　外径66mm x コア長さ2m		
		参考銘柄①：GWS66	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：CP66　x　2	東邦地下工機（株）	
		シングルコアバレル本体セット		
		・メーカーの奨励する部品により構成されること。		
3-31		シングルコアバレル（１）		2

		・外径66mm x コア長さ1m		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：66J x 1m x 40.5J	東邦地下工機（株）	
3-32		シングルコアバレル（２）		2
		・外径66mm x コア長さ2m		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：66J x 2m x 40.5J	東邦地下工機（株）	
3-33		シングルコアバレル（３）		1
		・外径86mm x コア長さ1m		
		参考銘柄①：YBM製	(株)ワイビーエム	
		参考銘柄②：86J x 1m x 40.5J	東邦地下工機（株）	
3-34		リフター・ケース（１）		10
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること （硬岩用外径66mm）		
3-35		リフター・ケース（２）		10
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること （硬岩用外径86mm）		
3-36		コア・リフター（１）		10
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること （硬岩用外径66mm）		
3-37		コア・リフター（２）		10
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること （硬岩用外径86mm）		
3-38		スリーブ・ケース（１）		2
		・ダブルコアバレル（１）に適合すること （硬岩用外径66mmx1m）		
3-39		スリーブ・ケース（２）		2
		・ダブルコアバレル（２）に適合すること （硬岩用外径66mmx2m）		
3-40		スリーブ・ケース（３）		2
		・ダブルコアバレル（３）に適合すること （硬岩用外径86mmx1m）		
3-41		スリーブ・ケース（４）		2
		・ダブルコアバレル（４）に適合すること （硬岩用外径86mmx2）		
3-42		シュー（１）		2

		・ダブルコアバレル（５）に適合すること　（軟岩用外径66mmx1m）		
3-43		シュー（２）		2
		・ダブルコアバレル（６）に適合すること　（軟岩用外径66mmx2m）		
3-44		スリーブ・ケース(5)		2
		・ダブルコアバレル（５）に適合すること　（軟岩用外径66mmx1m）		
3-45		スリーブ・ケース(6)		2
		・ダブルコアバレル（６）に適合すること　（軟岩用外径66mmx2m）		
3-46		アウター・チューブ（１）		2
		・ダブルコアバレル（１）に適合すること　（硬岩用外径66mmx1m）		
3-47		アウター・チューブ（２）		2
		・ダブルコアバレル（２）に適合すること　（硬岩用外径66mmx2m）		
3-48		アウター・チューブ（３）		2
		・ダブルコアバレル（３）に適合すること　（硬岩用外径86mmx1m）		
3-49		アウター・チューブ（４）		2
		・ダブルコアバレル（４）に適合すること　（硬岩用外径86mmx2）		
3-50		アウター・チューブ（５）		2
		・ダブルコアバレル（５）に適合すること　（軟岩用外径66mmx1m）		
3-51		アウター・チューブ（６）		2
		・ダブルコアバレル（６）に適合すること　（軟岩用外径66mmx2m）		
3-52		ダイヤモンド・リーマー（１）		1
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること　（硬岩用外径66mm）		
3-53		ダイヤモンド・リーマー（２）		1
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること　（硬岩用外径86mm）		
3-54		アクセプタンス・チューブ（１）		2
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること　（硬岩用外径66mm）		
		・長さ：250m/roll		
3-55		アクセプタンス・チューブ（２）		2
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること　（硬岩用外径86mm）		

		・長さ：250m/roll		
3-56		フルサークル・グリップレンチ（１）		1
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること　（硬岩用外径66mm）		
3-57		フルサークル・グリップレンチ（２）		1
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること　（硬岩用外径86mm）		
3-58		ダイヤモンドビット（１）		5
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること　（硬岩用外径66mm）		
		・インプリグネイテッドタイプ		
		・マトリックス：中硬岩・硬岩用		
3-59		ダイヤモンドビット（２）		2
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること　（硬岩用外径86mm）		
		・インプリグネイテッドタイプ		
		・マトリックス：中硬岩・硬岩用		
3-60		メタルクラウン（１）		10
		・ダブルコアバレル（１）及び（２）に適合すること　（硬岩用外径66mm）		
3-61		メタルクラウン（２）		5
		・ダブルコアバレル（３）及び（４）に適合すること　（硬岩用外径86mm）		
3-62		コンポジットロッド		5
		・種類：クラウンビット、推進ビット用		
		参考銘柄①：コンポジットロッドNo.4	住鉱資源開発（株）	
3-63		オーバーレイロッド		10
		・種類：70ｇ/1本		
		参考銘柄①：オーバーレイロッド	住鉱資源開発（株）	
3-64		フラックス		3
		・粉末　　内容量：300g		
		参考銘柄①：フラックス300ｇ	住鉱資源開発（株）	
		標準貫入試験機材		
		・以下の試験機材で構成されること。またメーカー奨励の構成部品があれば装備すること。		

3-65		標準貫入試験用スプリットチューブ・サンプラー		5
		・サイズ：外径51mm		
3-66		標準貫入試験用コネクター・ヘッド		2
3-67		標準貫入試験用スプリット・バレル		2
3-68		標準貫入試験用シュー		5
		・サイズ：外径51mm用		
3-69		標準貫入試験用オートマチック・ドライブ・ハンマーセット		1
		・重量：63.5kg		
3-70		標準貫入試験用ノッキング・ヘッド		1
3-71		フィッシングツール用インサイドタップ・ロッド		1
		・適用ロッド：40.5mm　R-40.5(RxR)		
3-72		フィッシングツール用アウトサイドタップ・ロッド		1
		・適用ロッド：40.5mm　R-40.5(RxR)		
3-73		フィッシングツール用ロッドバンド		1
		・適用ロッド：40.5mm		
		アイテム3参考銘柄一式①：（株）ワイビーエム	(株)ワイビーエム	
		アイテム3参考銘柄一式②：東邦地下工機（株）	東邦地下工機（株）	
4	ボーリング作業用ツール	用途：地質調査ボーリングにおける掘削作業に必要なツール類一式		
4-1		チェーントング		2
		・アイテム1製造メーカー奨励品　適用ロッド外径40.5mm　全長850mm		
4-2		ロッドトング		2
		・アイテム1製造メーカー奨励品　適用ロッド外径40.5mm		
4-3		ロープトング		2
		・アイテム1製造メーカー奨励品　装備されたロープに適合すること		
4-4		パイプレンチ（１）		2
		全長：450mm		
		参考銘柄①：U型450	三菱重工プラスチックテクノロジー（株）	
4-5		パイプレンチ（２）		3

		全長：600mm		
		参考銘柄①：U型600	三菱重工プラスチックテクノロジー（株）	
4-6		チェーンブロック		1
		・定格荷重　2ton　標準揚程：3m以上		
		参考銘柄①：H－2030	象印チェーンブロック（株）	
4-7		レバーブロック		2
		・定格荷重　0.75トン以上　標準揚程：1.5m以上		
		参考銘柄①：LB-008	（株）キトー	
4-8		エンジニア工具キット		1
		・メーカー奨励品　セット商品数：55品以上		
		参考銘柄①：S7000DX	(株)スーパーツール	
4-9		検尺テープ（１）		1
		・規格：JIS1級　標準張力：100N以上　測定距離：最大50m		
		参考銘柄①：HSW-50	(株)TJMデザイン	
4-10		検尺テープ（２）		1
		・規格：JIS1級　標準張力：100N以上　測定距離：最大100m		
		参考銘柄①：HSW-100	(株)TJMデザイン	
4-11		ロープ式水位計（１）		1
		・耐荷重：10kg以上　測定距離：最大50m		
		参考銘柄①：WL-50A　Type2	アルファ光学（株）	
4-12		ロープ式水位計（２）		1
		・耐荷重：10kg以上　測定距離：最大100m		
		参考銘柄①：WL-100A　Type2	アルファ光学（株）	
4-13		アルミスタッフ（１）		1
		・測定長さ：3m 3段		
		参考銘柄①：TS-33	STS(株)	
4-14		アルミスタッフ（２）		1
		・測定長さ：5m 5段		

		参考銘柄①：HSF-55K	(株)TJMデザイン	
5-1	クローラー型運搬機	本体		1
		用途：地質調査用資器材の運搬		
		・ 動力：空冷４サイクルガソリンエンジン		
		・最大出力：4PS以上		
		・ボディータイプ：箱型三方開きタイプ		
		・最大積載能力：450kg以上		
		・運転方法：手押しタイプ		
		以下の付属品を装備すること：		
5-2		1) 付属書類①：取扱説明書（英語、CD及び製本版）		1
5-3		2) 付属書類②：パーツカタログ（英語、CD及び製本版）		1
5-4		3) スペア―パーツ：機材本体価格の10%程度		1
		参考銘柄①：BFP602T	(株)筑水キャニコム	
		参考銘柄②：XG453	(株)アテックス	

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク（黒字）

National Building Research Organisation

（コンサイニー略称）

NBRO

（仕向地都市名、国名）

コロンボ　スリランカ国

（インボイス番号）

C/No.（ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク(赤字)

☑英語:　TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

☐仏語:　COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

☐西語:　COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON

☐中国語:　日本国政府技术合作

(3) CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

（船積渡し、本邦指定場所渡しの場合）以下のとおりとすること。

(5) 海上輸送・航空輸送の共通事項

① 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。

② その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。

③ 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

④ 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。

⑤ 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。

⑥ 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。

⑦ 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(6) 海上輸送梱包

① 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。

② 木材梱包とする場合は、次の条件によること。

ア. 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。

イ. 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

ウ. 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。

エ. 熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。

③ 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴桟を打ちつけること。

④ 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

⑤ 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア

梱包とすること。

⑥ コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること 。

⑦ FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。

⑧ 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

(7) その他

以　　上

輸送条件書

1　業務内容

（1）仕向港までの輸送手配

（2）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（3）輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き

（4）船積書類（B/L）、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（5）輸出通関手続き

（6）危険品がある場合の諸手続き

（7）温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

（8）貨物海上保険付保

（9）経由国を通過するための諸手続き

（10）　仕向港から仕向地までの内陸輸送

（11）　上記に付随する業務

2　輸送条件

（1）船積港　日本国内港（受注者の手配による）

（2）仕向港　　スリランカ国
　　海上輸送：　　コロンボ港
　　仕向地（住所）：　National Building Research Organisation（NBRO）
　　No.99/1, Jawatta Road, Colombo 05, Sri Lanka
　　Tel: +94-11-2588946　Fax: +94-2502611

（3）輸送方法と対象　　海送+内陸輸送
　　別添リストのとおり

（4）業務の範囲
　　仕向地における荷卸しまで（デバンニングを含む）

（5）安全かつ迅速な輸送
　　受注者は、仕向港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
　　海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。
　　（ア）　船齢は15年以下
　　（イ）　船級を有していること
　　（ウ）　排水量1000トン以上

（6）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（7）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

② 超過保管料

ただし、①については、受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

（8）その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・海上輸送の場合　　仕向港荷揚げ後 90 日

4 輸送書類

（1）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	部 数
① 海上輸送：Bill of Landing *1	正3部、写3部
② Invoice *2	6部
③ Packing List	6部
④ 保険証券	正2部、写1部
⑤ 保険計算書	正1部、写1部
⑥ 容積重量証明書 *3	正1部、写5部
⑦ 原産地証明書	正1部、写5部
⑧ 木材梱包材熱処理・燻蒸証明書	正1部、写5部
⑨ 輸送日程報告カード（予定）	1部
⑩ 輸送日程報告カード（確定）	正2部、写1部
⑪ 輸送日程報告カード（到着）	1部
⑫ 輸出許可通知書	1部

*1　船荷証券（B/L）は仕向地までの一貫した輸送責任を有する荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。なお、複合輸送の場合は、同一の輸送人に貨物の引受から引渡しまでを一貫として運送させること（国際複合一貫輸送）を原則とする。
*2　書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。
*3　海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、容積重量証明書を提出すること。ただし、FCL 貨物の場合は不要

（1）船積書類記載事項

（Consignee）

National Building Research Organisation (NBRO)

（Notify Party）

①　JICA スリランカ事務所、②Same as consignee

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

1．以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. “

以上

技師派遣条件書

1　対象機材

次のとおり。

1. 回転式スピンドル型油圧フィード式ボーリングマシン

2. ポンプ（泥水用）

2　業務内容

対象機材の開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導

3　技師の資格

ボーリングマシン操作技師は、メーカー所属の専門の技師であること。

4　想定派遣人数、工数

1名、合計7人日

＜内訳＞　1）ボーリング操作技師　　7日間

5　スケジュール（案）

日	業　務　内　容
1	技師所属先所在地出発
2	現地到着
3	開梱・検収
4	動作検証／修理・調整
5	操作・保守指導
6	JICA在外事務所への報告、現地出発
7	技師所属先所在地到着

6　派遣手続き

（1）受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。

- ✓　ビザ取得：㊮（ビザ種別：短期査証（ETA　Electronic Travel Authorization）/不要
- ✓　現地受入確認：㊮（発注者が現地に連絡する）/不要

（2）受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別

生活情報等を受注者に提供する。

（3）受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。必要な情報は次のとおり。

- ✓ 技師氏名（英文）
- ✓ 国籍
- ✓ パスポート番号
- ✓ 所属先及び緊急時の連絡先
- ✓ 宿泊先
- ✓ フライトスケジュール
- ✓ 業務スケジュール

7 契約に含む費用

契約には以下の費用を含む。

- ✓ 旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ✓ 人件費
- ✓ ビザ等入国のために必要な経費
- ✓ 業務に必要な工具の運搬費用
- ✓ 業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ✓ その他必要な経費

8 支払い

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格し、発注者からの合格通知のあとに支払われます。前払いは不可とします。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算はありません。

9 安全対策措置等

（1） 受注者は、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

（2） 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

（3） 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

（4）　発注者は、受注者の要請があった場合及び緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

以　上